

平成30年第3回置戸町議会臨時会

平成30年4月23日（月曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
（諸般の報告）  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 報告第 4号 専決処分の報告について  
日程第 4 議案第40号 置戸町林業者等休養福祉施設設置条例及び置戸町鹿ノ子観光センター設置条例を廃止する条例

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
（諸般の報告）  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 報告第 4号 専決処分の報告について  
日程第 4 議案第40号 置戸町林業者等休養福祉施設設置条例及び置戸町鹿ノ子観光センター設置条例を廃止する条例

○出席議員（10名）

1番 前田 篤 議員	2番 澁谷 恒 壹 議員
3番 高谷 勲 議員	4番 佐藤 勇 治 議員
5番 阿部 光 久 議員	6番 岩藤 孝 一 議員
7番 小林 満 議員	8番 石井 伸 二 議員
9番 嘉藤 均 議員	10番 佐藤 純 一 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町 長 井上 久男	副町長 和田 薫
会計管理者 渡辺 登美子	総務課長 深川 正美
産業振興課長 栗生 貞幸	施設整備課長 大戸 基史
総務課総務係長 芳賀 真由美	総務課財政係長 湊 美保

《教育委員会部局》

教 育 長 平 野 毅

《監査委員部局》

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 高 橋 一 史

臨 時 事 務 職 員 中 田 美 紀

議 事 係 長 今 西 美 紀 子

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成30年第3回置戸町議会臨時会を開会します。

---

◎開議宣言

○佐藤議長 これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、6番 岩藤孝一議員及び7番 小林満議員を指名します。

---

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第40号。

・報告第4号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

---

◎日程第2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

---

◎日程第3 報告第4号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第3、報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

○佐藤議長 本案に対し報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第4号は、専決処分の報告についてでございます。内容につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 報告第4号について説明いたします。

専決処分の報告について。

平成29年度一般会計補正予算(第10号)については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて平成30年3月26日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

次のページをお開き下さい。

専決処分書の書面となります。

次のページをお開き下さい。

平成29年度置戸町一般会計補正予算(第10号)について説明いたします。

平成29年度置戸町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ535万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,018万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算につきましては、別冊、平成29年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第10号)により説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開き下さい。

(以下、記載省略。平成29年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第10号)、別添のとおり)

○佐藤議長 これから、質疑を行ないます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第10号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。8款土木費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 過誤納金の関係なんですけども、平成27年度に一人当たり3万円が還付されるということで、平成28年にその事業が完了したんですよ。何で平成29年度の全般にこういうことが分からなかったのかっていうのが、理由が分らないんですが、どういう状況なんですか。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 国の制度に基づいた全国一律の制度設計でございまして、補助金の精算

申請につきましては、昨年度行なっておりましたが、その精算行為が本年の3月に国から一斉通知があったということ、この時期になってしまったということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 本来、平成28年の3月で終わって、おそらく5月には精算するはずなのに、何でまた1年繰越してきたのかっていうのは、国の制度であってもおかしいなという感じするんですが、その辺どうなんですかね。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 ご指摘のとおり、これは27年度の事業創設ですけども、27年度暇がないということで、国の方も28年度へ繰越の事業として28年度中に行なっている事業でございます。29年3月に精算が締めを終わって、それから1年間のブランクっていうのはあるんですけども、その期間は国の方で全国的に精査をして、今年の3月に一斉に精算決定をして、精算過払いになっている、何処の町村も過払いが多いと思うんですけども、それについては返還を求めるという制度になってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 62名が当たらなかったっていうか不明だったということで、この辺は精査されたんですかね。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 62名につきましては、27年1月1日の基準日から、死亡、若しくは転出、それから次の年に課税されている所得制限ですね、非課税の年金所得者に給付対象ですので、その分で給付にならなかったものの分でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 委託料の関係で、除排雪のところでお聞きをしたいんですけども、これ400万ということは相当数の除雪の量ということになると思いますけども、何回出動とか、排雪がどのくらい多かったっていうのは、実績で分かれば教えていただきたい。

○佐藤議長 大戸施設整備課長。

○大戸施設整備課長 3月分ですよろしいでしょうか。3月分につきましては、全車出動したのが1回です。その他、吹き溜まり等の対応で、常盤、川南の方を回ったのが2回になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 その回数によってこの400万の増ということによろしいですか。

○佐藤議長 大戸施設整備課長。

○大戸施設整備課長 2月末時点で残額が500万ぐらいありまして、今回の分で全て今回の補正で400万ということになっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。17款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第4号 専決処分の報告について討論を行ないます。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、報告第4号 専決処分の報告についてを採決します。

報告第4号は、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第4号 専決処分の報告については、承認することに決定しました。

---

◎日程第4 議案第40号 置戸町林業者等休養福祉施設設置条例及び置戸町鹿ノ子観光センター設置条例を廃止する条例

○佐藤議長 日程第4、議案第40号 置戸町林業者等休養福祉施設設置条例及び置戸町鹿ノ子観光センター設置条例を廃止する条例を議題とします。

○佐藤議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第40号は、置戸町林業者等休養福祉施設設置条例及び置戸町鹿ノ子観光センター設置条例を廃止する条例であります。条例の内容につきましては、産業振興課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 議案第40号の説明をいたします。

議案第40号は、置戸町林業者等休養福祉施設設置条例及び置戸町鹿ノ子観光センター設置条例を廃止する条例ですが、内容につきましては、林業者等休養福祉施設と鹿ノ子観光センターの廃止に伴う関係機関との協議が整いましたので、関係条例の廃止及び関連する条例の改正を附則で行うものです。

それでは、条文の方を読み上げます。

置戸町林業者等休養福祉施設設置条例(平成16年条例第16号)及び置戸町鹿ノ子観光センター設置条例(平成16年条例第17号)は、廃止する。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（平成5年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第19号までを2号ずつ繰り上げる。

第3条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第17号までを2号ずつ繰り上げる。

- 3 置戸町公共施設の暴力団排除に関する条例（平成8年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第26号までを1号ずつ繰り上げ、第27号を削り、第28号を第26号とし、第29号から第31号までを2号ずつ繰り上げる。

附則第2項の議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例及び第3項の置戸町公共施設の暴力団排除に関する条例の改正につきましては、それぞれの条例に規定している、置戸町林業者等休養福祉施設及び置戸町鹿ノ子観光センターに係る関係条文を削除するものです。

第2項の公の施設の関係につきましては、第2条では、林業者等休養福祉施設を5年以上、それから鹿ノ子観光センターを5年以上として、独占利用する場合における議会の議決が過半数を必要とする公の施設であること。又、第3条では、長期間における利用又はこれを廃止する場合には、議会の議決が3分の2以上必要であることを規定している条例から、それぞれの施設を削除するものでございます。

又、第3項の暴力団関係の条例の規定でありますけども、暴力団員への使用の規制を制限する公の施設として、林業者等休養福祉施設並びに鹿ノ子観光センターを規定しているものを削除するものです。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

- 佐藤議長 これ以て議案第40号の提案理由の説明を終わります。

これから、議案第40号 置戸町林業者等休養福祉施設設置条例及び置戸町鹿ノ子観光センター設置条例を廃止する条例を議題とし質疑を行ないます。

質疑はありませんか。

6番。

- 6番 岩藤議員 この林業者等休養福祉施設という括りの中に、ダムのでき体の下のキャンプ場は含まれないんですか。その辺りどうなっているのかお伺いします。

- 佐藤議長 産業振興課長。

- 栗生産業振興課長 この条例の中には、キャンプ場等の施設は含まれておりません。まさしくメモリーハウスのみの規定となっております。

- 佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 入ってないということですけど、ちなみに下の方は直ぐ出てこないかも知れませんが、もし後で分かればどういう括りになっているかだけ教えていただきたいと思います

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 すいません。設置条例名等につきましては、後程お答えをさせていただきます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案第40号について質疑を終わります。

これから、議案第40号 置戸町林業者等休養福祉施設設置条例及び置戸町鹿ノ子観光センター設置条例を廃止する条例について討論を行いません。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第40号について討論を終わります。

これから、議案第40号 置戸町林業者等休養福祉施設設置条例及び置戸町鹿ノ子観光センター設置条例を廃止する条例を採決します。

議案第40号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第40号 置戸町林業者等休養福祉施設設置条例及び置戸町鹿ノ子観光センター設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

---

休憩 9時50分

再開 9時50分

---

○佐藤議長 再開します。

産業振興課長。

○栗生産業振興課長 先程のご質問ですが、キャンプ場の方の規定につきましては、置戸町森林野外レクリエーション施設設置条例の方に規定されてございます。

○佐藤議長 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

---

◎閉会宣言



○佐藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。  
会議を閉じます。  
平成30年第3回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前9時52分

---

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長高橋一史が記載、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

---

平成 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---